

掛川市新型コロナウイルス感染症対策本部行動計画一覧表

※必要に応じて

(R2. 8. 18現在)

	発生段階	国内発生期・県内発生期	市内発生期
災害対策本部	目標 主な対策	(1)感染拡大をできる限り抑える (2)適切な医療を提供する (3)感染拡大に備えた体制の整備を行う	(1)医療体制を維持する (2)健康被害を最小限に抑える (3)市民生活及び地域経済への影響を最小限に抑える
管理調整	1 対策本部	新型コロナウイルス感染症対策本部を設置 対策本部会議の開催、対応方針の決定 <u>対策本部内で、様々なツールを使い情報共有を図る</u> <u>災害時等の緊急事態において、感染症対策本部と災害対策本部との連携・関係を検討</u>	
総務班	2 行動計画	各課で想定される対応を抽出し、対策を検討 行動計画の実施及び見直し	
	3 庁内体制の総合調整	庁内体制確認	
福祉班	1 国、県、関係機関との連携	健康福祉部、西部保健所、小笠医師会、中東遠総合医療センターとのホットラインを開設	市民の不安感を払拭するため、市内感染者の行動歴、感染経路、感染源の公表を県に強く要請
		緊急連絡体制の構築、当直・日直に担当課への連絡先を周知	
		国・県の方針動向を収集し、感染症対策の検討、各班との連携・要請 医師会、中東遠総合医療センターと協議し、感染症対策会議を必要に応じて開催	
	2 電話相談窓口設置	徳育保健センター及びふくしあに、相談窓口（市民の生活の不安解消、感染防止対策など強化、混乱防止の徹底）の開設 <u>新しい生活様式等、感染予防の周知とともに「新型コロナウイルス接触アプリ(COCoA)」ほか、厚生労働省のSNSによる情報発信の活用を推進。</u>	
	3 医療の提供、確保	県の指示に従い、受診方法の周知 市内発生期の具体的検討	<u>PCR等検体採取センターの開設</u> <u>※ワクチン接種体制の確保</u> ※患者数に応じ、県が行う臨時の医療機関の設置協力、定員超過入院の依頼
	4 感染防護用品備蓄、 <u>確保</u>	感染防護用品（防護服、医薬品、マスク、消毒薬、使い捨て手袋等）備蓄、追加確保 医療機関や高齢者・乳幼児施設等へ配布	感染防護用具を医療機関や高齢者・乳幼児施設等へ配布、適切な使用
5 要援護者対策	※障がい者や独居高齢者等に生活支援を検討、社会福祉協議会との連携体制を確認	※社会福祉協議会と連携し、障がい者や独居高齢者等に生活支援	
6 高齢者、障害者施設等	市内各施設において感染防止策を実施 感染者が発生した場合の連絡体制・対応方法を周知、確認	集団感染した施設は、施設において、医療提供手段確保や、発生状況の報告を行う。 市は、他の施設に対し、感染防止策の周知と状況の確認を行う。	
情報班	1 情報提供	市民に発生動向や、現在及び今後の対策等、 <u>市対策本部会議が決定する対応事項</u> をホームページ、 <u>Facebook、Twitter</u> 、広報などで周知。情報入手困難者（外国人を含む）への配慮。 <u>新型コロナウイルス感染症緊急支援等に関する市民からの問い合わせを一元的に対応するため、新型コロナ緊急支援対策室を設置。</u>	
物資衛生班	1 防疫・消毒作業	防疫・消毒作業の検討	※市民・事業所からの協力要請に対する応援
農林商工班	1 観光客の対応	※観光客等への情報提供 ※公共交通機関利用者への予防策啓発	※観光客（訪日外国人観光客を含む）への情報徹底 ※宿泊施設への協力要請
	2 事業所等対策	事業所内で感染防止策を実施 事業所の業務計画に従い事業継続 テレワーク、時差出勤の周知・活用	<u>飲食店やホテル、旅館等の施設について、施設に応じた感染拡大予防対策を徹底</u> ※事業所の業務計画に従い不要不急の事業を縮小するよう要請
	3 経済的支援	<u>国や県の支援対策動向を踏まえ、必要な対策を実施し、万全を期すよう検討</u>	
消防班	1 患者搬送	患者搬送体制の確認	<u>県、保健所と協議し必要であれば在宅患者の搬送及び病院間の移送を行う。</u> 救急車両の消毒徹底。
幼保班 教育班	1 小・中学校、保育園、幼稚園等の対応	<u>「新しい生活様式」で小・中学校、学童保育所、保育園、幼稚園等を開校・開園。ガイドラインに基づく感染防止策を実施。</u>	<u>感染発生状況に応じ、小・中学校、学童保育所、保育園、幼稚園等の休校・休園・開校・開園等について判断。</u>
各班共通	1 感染予防対策の実施・徹底	イベント・会議等の対応、公共施設の休館について、 <u>国、県の方針を踏まえ</u> 検討。 <u>実施の場合は感染症対策の徹底を依頼。</u> ※大規模集会及び興行施設の活動自粛、社会活動の制限要請 ※不要不急の旅行の自粛要請	
	2 所管施設の消毒作業	感染予防のため手指が触れる場所の清掃・消毒	感染場所の消毒作業は、保健所の指示に従い建物管理者が行う
その他の班	1 応援班の編制	感染拡大の状況により他班への応援	

(追加、変更した箇所については下線を引いてあります。)